

# ○須高行政事務組合第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例

(令和元年10月25日条例第3号)

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、第2号会計年度任用職員（同法第22条の2第1項第2号の規定により採用された職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。））の給与等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与等に関する規定)

**第2条** フルタイム会計年度任用職員の給与等については、須坂市第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年須坂市条例第28号）の例による。ただし、同条例第17条の規定にかかわらず退職手当については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、長野県市町村総合事務組合に事務を委託する。

## 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。